



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 5 月 8 日（木曜日） 第 609 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査の実施……………（商工政策課） 1
○道路の区域の変更（2 件）……………（道路保全課） 2

頁

公 告

- 道路の供用の開始（2 件）……………（道路保全課） 2
○準都市計画区域の指定……………（都市計画課） 3
○土地改良区の定款変更の認可（5 件）……………（団体指導検査課） 3
○県営土地改良事業の工事の完了……………（農村整備課） 3

告 示

宮崎県告示第 271 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、令和 7 年 11 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

令和 7 年 5 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

対象となる特定計量器	検査期日	検査時間	検査場所	検査区域
質量計	6 月 18 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	綾町役場	綾町
	6 月 24 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	国富町役場	国富町
	6 月 18 日から 7 月 31 日まで	午前 9 時から 午後 4 時まで	宮崎県計量検定所	東諸県郡全域
質量計	6 月 27 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	西都市役所	西都市
	6 月 27 日から 7 月 31 日まで	午前 9 時から 午後 4 時まで	宮崎県計量検定所	
質量計	7 月 2 日	午前 10 時から 正午まで	高城総合支所	都城市高城町
	7 月 4 日	午前 10 時から 正午まで	山之口総合支所	都城市山之口町
	7 月 8 日	午前 10 時から 正午まで	高崎総合支所	都城市高崎町
	7 月 10 日	午前 10 時から 正午まで	山田体育館	都城市山田町
	7 月 23 日	午前 10 時から	三股町武	三股町

	7 月 2 日から 8 月 29 日まで	正午まで 午前 9 時から 午後 4 時まで	道体育館 宮崎県計量検定所	都城市（旧都城市を除く。） 三股町全域
質量計	7 月 28 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	小林市市民体育館	小林市（須木、野尻町を除く。）
	7 月 29 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	小林市市民体育館	
	7 月 28 日から 8 月 29 日まで	午前 9 時から 午後 4 時まで	宮崎県計量検定所	
質量計	8 月 5 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	えびの市役所真幸出張所	えびの市
	8 月 7 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	飯野地区コミュニティセンター	
	8 月 8 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	えびの市役所	
質量計	8 月 5 日から 9 月 30 日まで	午前 9 時から 午後 4 時まで	宮崎県計量検定所	
質量計	8 月 18 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	日向市役所	日向市
	8 月 19 日	午前 10 時 30 分から 正午まで	日向市役所東郷総合支所	
	8 月 18 日から 9 月 30 日まで	午前 9 時から 午後 4 時まで	宮崎県計量検定所	
質量計	8 月 21 日	午後 1 時から 午後 3 時まで	椎葉村役場	椎葉村

	8月22日	午前9時30分から 午前11時30分まで	諸塚村中 央公民館	諸塚村
	8月22日	午後1時30分から 午後3時30分まで	美郷町役 場	美郷町
	8月21日 から9月 30日まで	午前9時から 午後4時まで	宮崎県計 量検定所	椎葉村、 諸塚村、 美郷町全 域
質量計	8月27日	午前10時30分から 午後2時まで	旧門川町 役場南別 館	門川町
	8月27日 から9月 30日まで	午前9時から 午後4時まで	宮崎県計 量検定所	
質量計	9月4日	午前11時から 午後2時まで	延岡市北 浦総合支 所	延岡市北 浦町
	9月4日	午後3時から 午後5時まで	延岡市北 川総合支 所	延岡市北 川町
	9月5日	午前10時から 正午まで	延岡市北 方総合支 所	延岡市北 方町
	9月4日 から10月 31日まで	午前9時から 午後4時まで	宮崎県計 量検定所	延岡市（ 旧延岡市 を除く。 ）

備考

上記日時のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日並びに正午から午後 1 時までを除く。

宮崎県告示第 272号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 8 日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番5地先か ら同郡同町 同大字同字 1674番5地	旧	6.8～ 10.5	19.0
				新	7.6～ 10.9	19.0

			先まで			
--	--	--	-----	--	--	--

宮崎県告示第 273号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 8 日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字尾向 6129番1地 先から同郡 同町同大字 同字6129番 1地先まで	旧	8.0～ 8.1	14.6
				新	9.6～ 10.4	14.6

宮崎県告示第 274号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 8 日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番5地先か ら同郡同町 同大字同字 1674番5地 先まで	令和 7 年 5 月 8 日

宮崎県告示第 275号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 8 日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字尾向 6129番1地 先から同郡 同町同大字 同字6129番 1地先まで	令和7年5月8日

宮崎県告示第 276号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第5条の2第1項の規定により、準都市計画区域を次のとおり指定する。

令和7年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 準都市計画区域の名称

清武南準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

宮崎市清武町今泉柳ヶ谷乙、持木乙、丸目乙、三ツ杭乙、鶴田甲及び小原甲の各一部（ただし、保安林を除く。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）から令和7年3月31日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、時屋土地改良区（宮崎市）から令和7年4月3日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）から令和7年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、石山土地改良区（都城市）から令和7年4月4日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、高城町土地改良区（都城市）から令和7年4月4日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和7年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
高 才 第 1	三股町	畑地帯総合整備事業	令和7年3月4日

--	--